

令和3年度

# 事業計画書

社会福祉法人松川村社会福祉協議会

# 社会福祉法人 松川村社会福祉協議会

## 令和3年度 事業計画(案)

### 〔 目 標 〕

### “人と人がつながり 支え合う地域づくり”

超高齢化社会の到来や人口減少、生活困窮等、昨今の福祉・生活課題はより複雑化・深刻化しており、地域福祉に関わる環境は大きく変化してきております。

特に新型コロナウイルス感染症により私たちの暮らしは一変し、社会は大きく変化するなど甚大な影響は現在も続いています。外出の自粛や「3密」の回避で交流拠点での集まりは軒並み自粛となり、顔を合わせ、つながることを大切にする活動理念が根本から覆され、近所づきあいや地域における住民相互のつながりが希薄化してきております。

これまでの日常生活の変化を余儀なくされた状況においても創意工夫を凝らして、住民同士のつながりを断つことなく地域福祉活動を持続し、あらゆる方々が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせる地域づくりの推進が必要とされます。

松川村社会福祉協議会は村民の皆様の暮らしを支えるため、正しい情報と知識を基に、感染予防・拡大防止に配慮し、可能な限り地域福祉事業を継続することが重要な役割と考えております。また今年度は、「相談支援」「参加支援」「地域支援」の3つの支援を一体的に取り組む『重層的支援』の推進の強化が必要とされ、「地域力の強化」と「縦割りでない総合的な相談支援」に取り組めます。

公共性の高い非営利・民間の福祉団体として、村民・行政並びに関係機関、団体等のご協力を得ながら、適切な法人運営と事業経営を推進するとともに、更なる福祉活動の展開を図ります。

### 令和 3年度 主要事業 (☆ ⇒ 支援事業 ◇ ⇒ 県・村委託事業)

#### 1 社会福祉協議会組織の充実と強化

- (1) 会費拠出会員の確保と自主財源の確保
- (2) 職員の研修
- (3) 県社会福祉協議会・村及び関係機関、福祉団体との連絡調整
- (4) 広報誌の発行「社協だより」
- (5) ホームページ
- (6) 研修会・イベント等への参加(学習支援協力員)
- (7) 福祉団体に対する育成・事業協力
- (8) 各種人材養成研修(住民参加型在宅福祉サービス・子育て支援等)

#### 2 福祉事業の推進

- (1) ひとり暮らし高齢者等交流会(みちくさ交流会)

- (2) 心身障がい者(児)希望の旅
- (3) 子育て支援サポート事業
- (4) 介護保険認定外の介護用品・感染予防対策用備品の貸出し
- (5) ゆうあい祭りの開催(松川村福祉ゾーン20周年記念(村と共催))
- (6) ☆地区ふれあい会等の支援
- (7) 障がい者の社会参加基盤づくり
- (8) ナイトケアサービス
- (9) ☆地区自主防災会の支援
- (10) ☆ともだち広場の開催支援
- (11) 福祉輸送サービス
- (12) 車イス対応車両(軽自動車等)貸し出し事業
- (13) 福祉有償ヘルパー
- (14) ☆介護者OB会
- (15) 寝具乾燥消毒サービス事業
- (16) 災害支援活動(救援物資・ボラ活動・避難者サポート等)
- (17) ☆村内福祉関係施設の活動支援
- (18) ホットサロンの開催(障がい者手帳をお持ちの方が対象)
- (19) フードドライブ・㊦フードパントリー
- (20) ☆住民参加型在宅福祉サービス事業(関係機関と連携を図る)
- (21) ふれあいサロン(居場所づくり)
- (22) ◇信州パーソナル・サポート事業(訪問型学習支援)
- (23) 生活支援サポート事業(生活支援サポーターによるお金の管理など)
- (24) ☆子どもの居場所づくり(こどもカフェ)
- (25) 衣類等のリサイクル(☆おさがり会のサポート)

### 3 援護活動の推進

- (1) 財産保全・管理サービス事業
- (2) 成年後見制度支援(支援及び法人後見)
- (3) 結婚相談所の開設(ホームページ掲載)及び県ながの結婚マッチングシステム参加の促進
- (4) 福祉資金貸付事業(限度額10万円)
- (5) ◇生活福祉資金貸付事業(県社会福祉協議会事業)
- (6) 生活援護住宅支援
- (7) 遺留品整理・生活困窮者サポート事業
- (8) 共同募金運動
- (9) 火災・自然災害等の災害見舞い(当協議会・県共同募金会)
- (10) ◇日常生活自立支援事業(県社会福祉協議会事業)
- (11) エンディングノート推進

### 4 ボランティアセンターの運営

- (1) ボランティア活動の推進、充実
  - ① 情報の収集、提供、相談、紹介、登録
  - ② ボランティア活動保険の手続き

- ③ 広報活動（『ボランティアニュース』年4回発行）
- ④ 地区ふれあいサミット開催

(2) ボランティア活動の支援

- ① めだかの学校
  - 第1、3 火曜日 生け花・お茶
  - 第2 水曜日 朗読教室
  - 毎週 木曜日 手工芸
  - 第3 土曜日 一般手話講座
- ② デイサービスボランティア
- ③ 配食ボランティア（まめまめ弁当）
- ④ 芸能ボランティア
- ⑤ 福祉救援ボランティア（災害支援活動・救援物資仕分け・炊き出しボラ）
- ⑥ 畑ボランティア
- ⑦ リサイクル活動（衣類のリサイクル「玉手箱」・アルミ缶・エコキャップ）
- ⑧ 子供を守るパトロールボランティア（青色回転灯車両・ウォーキング・ワンワン）
- ⑨ 手話サークル
- ⑩ 要約筆記サークル
- ⑪ ともだち広場ボランティア
- ⑫ 地区ふれあい会ボランティア
- ⑬ ふれあいサロンボランティア
- ⑭ 各種交流会、講座、学習会の開催

(3) 松川村ボランティア協議会の活動支援

- ① 役員会の定例開催
- ② 視察等の実施

(4) ボランティアの育成

(5) 福祉教育の推進

- ① ボランティア教室の開催（対象…小学生・中学生）
- ② 出前教室の開催（対象…小学校・中学校）
- ③ 世代間交流会の開催（例 保育園・小学校・中学校とデイサービス利用者等、学校の総合学習と連携）
- ④ 国際交流会の開催（信州大学留学生・日本語教室との交流）

5 介護予防・地域支え合い事業の推進（◇村よりの委託事業）

(1) 生活支援事業

- ① ◇「食」の自立支援事業（まめまめ弁当・日配弁当）
- ② ◇こんにちはコール
- ③ ◇緊急通報体制整備事業
- ④ 相談支援事業（心配ごと相談所・◇無料法律相談所）

(2) 家族介護者支援事業

- ① ◇家族介護者交流事業（在宅介護者リフレッシュ事業）
- ② 家族介護教室
- (3)◇大北地区障がい者運動会参加・協力
- (4)日中一時支援事業
- (5)◇松川村生活密着型福祉バス《りんりん号》の運行
  
- 6 介護保険事業の推進
  - (1) 訪問介護事業
  - (2) 訪問入浴介護事業（休止）
  - (3) 通所介護事業
  - (4) 居宅介護支援事業
  
- 7 介護予防・日常生活総合事業
  - (1) 介護予防訪問介護事業
  - (2) 介護予防訪問入浴事業（休止）
  - (3) 介護予防通所介護事業
  - (4) 介護予防支援事業
  - (5) 介護予防ケアマネジメント業務
  - (6) A型訪問介護事業
  - (7) A型通所介護事業
  
- 8 障がい者総合支援事業の推進
  - (1) 相談支援事業
  - (2) 居宅介護事業
  - (3) 行動援護事業
  - (4) デイサービス事業
  
- 9 機材の整備
  - (1) 事務機器・視聴覚機材・貸出し用品の充実強化
  - (2) 災害対策用の備品整備
  - ⑨ (3) 感染予防対策用の備品整備

令和3年度  
松川村社協居宅介護支援事業所 事業計画

1.基本方針

できる限り住み慣れた地域において生活を継続するため、利用者の「その人らしさ」を尊重し、適切な居宅サービスを展開できるよう、サービス提供事業所や地域の関係職員等と連携しながら調整します。また、事業所内職員の連携を密にし、利用者・家族の安心のため、柔軟かつ迅速に対応します。

2.目 標

- (1) 利用者の生まれ育った環境や状態、生活習慣を大切に考えると同時に、本人の近隣住民や地域とのつながりを考慮し、本人の最も望む生き方ができるよう視野を広く持って支援します。
- (2) 利用者が可能な限りできる範囲で、自分らしい生活を営むことができるよう、自ら主体的・積極的に参画し自立した日常生活が送れるよう支援します。
- (3) 利用者、家族の選択に基づき、保健、医療、福祉サービスが連携を密にしもっとも適切なサービスの提供を行い、継続的に支援していきます。
- (4) よりよいサービスを提供するために、自らの知識、技術の向上に努め、同時に他の専門職・事業所との連携を図ります。
- (5) 運営基準減算の該当にならないよう、毎月の居宅訪問、担当者会議、評価等を責任を持って行います。
- (6) 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、提供されるサービス等が、特定の種類又は特定のサービス事業所に偏する事のないよう、公平・中立の立場を保ちます。

3.サービス内容

- (1) 居宅サービス計画作成  
利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったプランを作成します。
- (2) 予防プラン作成  
松川村地域包括支援センター等から介護予防事業及び事業対象者の委託を受けプランを作成します。
- (3) 専門職としての資質向上（職員研修）
  - ・介護支援専門員として必須の専門研修には必ず参加します。
  - ・外部研修参加後は、内部研修を行い資質向上を図ります。
- (4) 関係者・関係機関との連携強化  
かかりつけ医等医療との連絡、連携をし、必要な情報の共有に努めます。  
また、地域ケア会議へ参加し、福祉関係機関等、多職種との連携協働の強化を図ります。
- (5) 実習者等の受け入れ  
相談援助実習者の受け入れを積極的に行うと共に、所要の知識を深めるため常に自己研鑽に努めます。
- (6) 働きやすい環境づくり  
情報の共有化、職員相互の業務を確認し、チームとして働きやすい環境づくりに努めます。

令和3年度  
松川村社協相談支援事業所 事業計画

1.基本方針

個人が有する能力及び適正に応じて、住み慣れた地域において、自立した日常生活、社会生活を営むことが出来るように、サービス提供事業所や地域に住む方々と連携しながら調整をしていきます。また、利用者の選択に基づき、適切な障がい福祉サービスを利用できるように、迅速に対応していきます。

2.目 標

- (1) 利用者の心身状況、置かれている環境に応じて柔軟に対応し、本人の望む生活、生き方を実現できるように支援していきます。
- (2) 適切な障がい福祉サービスの利用を支援すると共に、医療、保健サービスとも連携を図り、包括的な支援の体制を築けるようにしていきます。
- (3) 適切な期間においてモニタリングを実施し、各事業所との情報交換を密に行い、状態に変化が起きたときにも迅速に対応できるように支援していきます。
- (4) より良いサービスを提供するために、知識、技術の向上に努めていきます。
- (5) より多くの職員が相談支援専門員の資格を取得するため、研修に参加できる体制を整え、地域の相談支援のニーズに迅速に応えられるように、社会資源を充実させていきます。

3.事業計画

- (1) サービス等利用計画作成  
利用者の希望を尊重し、可能な限り自立した生活を送る事が出来るように計画を作成します。
- (2) モニタリングの実施  
適切な期間において、サービス内容を見直し、利用者にとって必要なサービスを常に提供できるようにモニタリングを実施します。
- (3) 職員研修  
相談支援専門員として必須の専門研修に参加します。
- (4) 大北圏域自立支援協議会への参加  
定期的に行われる自立支援協議会に参加し、大北地域内の事業所と情報を共有し、連携を図っていきます。

令和3年度  
松川村社協指定通所介護事業所 事業計画

1. 基本方針

要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限り住み慣れた居宅において、安心して自立した日常生活を営む事ができるようサービス提供を行います。また、個々の利用者の状態に着目した個別的な援助によって心身の活性化を図り、生活の質の確保を重視した居宅生活が継続できるよう丁寧なサービスを提供していきます。

2. 目標

「利用者一人ひとりの暮らしを支える」を基本とし、利用者の皆さんが住み慣れた地域で自立した生活が継続できるようサービスを提供します。

本人の意思や尊厳を尊重し、利用者の生きがい作りの一坦となるサービスの提供や家族の気持ちを反映させた個別的な支援計画を作成し、支援を行います。

3. 実施計画

- (1) 送迎：安心して乗車していただけるよう、運転職員に加え、介助職員が同乗し安全を確保します。
- (2) 食事：食の確保はもちろん、交流を深める楽しみの一つとして、季節ごとのイベントを用意します。利用者一人ひとりの状態に合わせ、常食、粥、刻み、ミキサー食等の対応をします。
- (3) 入浴：体調の変化に留意し、利用者一人ひとりに合わせた安全で快適な入浴をしていただけるよう、声かけ、見守り、介助を行います。また、利用者の身体機能に合わせて対応できる浴槽があります。
- (4) ンラクション：運動、ゲーム、音楽、趣味活動を用意し、メニューを選択いただく中、楽しく参加していただきます。
- (5) 健康チェック：心身状態の観察を行うとともに、急変時には適切に対応します。また、持参の薬の管理、服用の援助を行います。
- (6) その他：家族と常にコミュニケーションを取り、安心して利用していただきます。また、家族に対する支援として、介護者への学習や交流の機会を企画、運営します。

#### 4. 研 修 等

- ① 利用者本位のサービス提供に努め、職員の資質向上のため、職員が各々目標を掲げ、外部研修への参加及び内部研修を実施します。
- ② 防災訓練を年2回実施します。

#### 5. 年 間 行 事

- |     |                     |
|-----|---------------------|
| 4月  | お花見会（ドライブ）・おやつ作り    |
| 5月  | ゆうあいシネマ・5月の風コンサート   |
| 6月  | しょうぶ湯・あやめ見学         |
| 7月  | 七夕祭り・アイスクリーム作り・バラ見学 |
| 8月  | ふるさと祭り・夏祭り・防災訓練     |
| 9月  | 敬老祭                 |
| 10月 | ゆうあい祭り・紅葉ドライブ       |
| 11月 | 室内運動会               |
| 12月 | ゆず湯・クリスマス会          |
| 1月  | 新春お茶会・そば週間          |
| 2月  | やししょうま作り・鍋週間・豆まき    |
| 3月  | 桜餅作り・防災訓練           |

#### 6. その他

- ・小、中、保育園との交流
- ・季節にあった壁画作り
- ・毎月の誕生会
- ・村内外ボランティアとの交流
- ・各種ボランティア受入れ

令和3年度  
松川村社協指定通所介護事業所 事業計画  
【介護予防・日常生活支援総合事業】

1. 基本方針

要支援状態等となった場合においても、その利用者が可能な限り住み慣れた居宅において、安心して自立した日常生活を営む事ができるようサービス提供を行います。また、個々の利用者の状態に着目した個別的な援助によって心身の活性化を図り、生活の質の確保を重視した居宅生活が継続できるよう丁寧なサービスを提供していきます。

2. 目標

「利用者一人ひとりの暮らしを支える」を基本とし、利用者の皆さんが住み慣れた地域で自立した生活が継続できるようサービスを提供します。

本人の意思や尊厳を尊重し、利用者の生きがい作りの一坦となるサービスの提供や家族の気持ちを反映させた個別的な支援計画を作成し、支援を行います。

3. 実施計画

- (1) 送迎：安心して乗車していただけるよう、運転職員に加え、介助職員が同乗し安全を確保します。
- (2) 食事：食の確保はもちろん、交流を深める楽しみの一つとして、季節ごとのイベントを用意します。利用者一人ひとりの状態に合わせ、常食、粥、刻み、ミキサー食等の対応をします。
- (3) 入浴：体調の変化に留意し、利用者一人ひとりに合わせた安全で快適な入浴をしていただけるよう、声かけ、見守り、介助を行います。また、利用者の身体機能に合わせて対応できる浴槽があります。
- (4) レクリエーション：運動、ゲーム、音楽、趣味活動を用意し、メニューを選択いただく中、楽しく参加していただきます。
- (5) 健康チェック：心身状態の観察を行うとともに、急変時には適切に対応します。また、持参の薬の管理、服用の援助を行います。
- (6) その他：家族と常にコミュニケーションを取り、安心して利用していただきます。また、家族に対する支援として、介護者への学習や交流の機会を企画、運営します。

#### 4. 利用対象者

事業対象者又は要支援1・2の認定を受けている方

#### 5. 研修等

- ① 利用者本位のサービス提供に努め、職員の資質向上のため、職員が各々目標を掲げ、外部研修への参加及び内部研修を実施します。
- ② 防災訓練を年2回実施します。

#### 6. 年間行事

- |     |                     |
|-----|---------------------|
| 4月  | お花見会（ドライブ）・おやつ作り    |
| 5月  | ゆうあいシネマ・5月の風コンサート   |
| 6月  | しょうぶ湯・あやめ見学         |
| 7月  | 七夕祭り・アイスクリーム作り・バラ見学 |
| 8月  | ふるさと祭り・夏祭り・防災訓練     |
| 9月  | 敬老祭                 |
| 10月 | ゆうあい祭り・紅葉ドライブ       |
| 11月 | 室内運動会               |
| 12月 | ゆず湯・クリスマス会          |
| 1月  | 新春お茶会・そば週間          |
| 2月  | やししょうま作り・鍋週間・豆まき    |
| 3月  | 桜餅作り・防災訓練           |

#### 7. その他

- ・小、中、保育園との交流
- ・季節にあった壁画作り
- ・毎月の誕生会
- ・村内外ボランティアとの交流
- ・各種ボランティア受入れ

令和3年度  
松川村社協デイサービスセンター 事業計画  
【地域密着型通所介護事業】

1. 基本方針

利用者の意思及び人格を尊重し、可能な限り住み慣れた地域で、安心して心豊かに、自立した日常生活を営むことができるよう、家庭的な雰囲気を大切にしながら、個別的な援助を中心に、心身機能の維持向上を図ります。

2. 目 標

利用者が楽しみ・やりがいを感じられるよう、一人ひとりの「できること」「やりたいこと」を大切に、自主的・継続的に取り組めるよう「個」を考えた活動をします。また、動きのあるレクリエーション（買い物、昼食作り、外出等）を行い、地域と関わる機会を増やすことで脳の活性化につなげ、身体維持・向上に努めます。

利用者・ご家族に満足していただけるようなサービスを提供して、より多くの方々が親しみが持てるデイサービスにしていきます。

3. サービス内容

- (1) 送 迎：利用者に安心して乗車していただけるよう、運転職員に加え、介助職員が同乗し安全を確保します。
- (2) 食 事：単なる食の確保でなく、交流を深める楽しみの一つとして、雰囲気作りに努めます。また、外食をしたり皆で昼食、おやつ作り等を行うことで、食べることの楽しさ、生活への意欲を持っていただけるようにします。
- (3) 入 浴：出来ることは自分でしていただきながら、快適な入浴をしていただきます。
- (4) 機能訓練：運動、ゲーム、音楽、趣味等を通じ、また特に外出の機会を取り入れることにより、心身機能の低下を防ぎます。また「個」を大切にメニューに工夫を凝らします。
- (5) 健康チェック：心身状態の観察を行うとともに、急変時には適切に対応します。また、持参薬の管理、服用の援助を行います。

4. 年 間 行 事

|    | 内 容           |     | 内 容             |
|----|---------------|-----|-----------------|
| 4月 | お花見（桜）        | 10月 | ゆうあい祭り参加・紅葉ドライブ |
| 5月 | 花めぐり散歩、しょうぶ湯  | 11月 | 運動会、文化祭出品・見学    |
| 6月 | バラ園           | 12月 | クリスマス会、ゆず湯      |
| 7月 | 畑作業（収穫等）      | 1月  | 初詣、そば週間         |
| 8月 | てるてるぼうずアート展出品 | 2月  | やししょうま、鍋週間、豆まき  |
| 9月 | 敬老祭           | 3月  | ひな祭り            |

- 5.その他 小中学校・保育園との交流、買い物、外食、誕生会、昼食・おやつ作り、介護者交流会、すずの音ホールで音楽鑑賞、小中学校音楽会への参加、お花見外出や紅葉ドライブ等の外出支援、毎月ミニミニ会議、年2回の防災訓練。

令和3年度  
松川村社協デイサービスセンター 事業計画  
【介護予防・日常生活総合支援事業】

1.基本方針

利用者の意思及び人格を尊重し、可能な限り住み慣れた地域で、安心して心豊かに、自立した日常生活を営むことができるよう、家庭的な雰囲気を大切にしながら、個別的な援助を中心に、心身機能の維持向上を図ります。

2.目 標

利用者が楽しみ・やりがいを感じられるよう、一人ひとりの「できること」「やりたいこと」を大切に、自主的・継続的に取り組めるよう「個」を考えた活動をします。また、動きのあるレクリエーション（買い物、昼食作り、外出等）を行い、地域と関わる機会を増やすことで脳の活性化につなげ、身体維持・向上に努めます。

利用者・ご家族に満足していただけるようなサービスを提供して、より多くの方々が親しみが持てるデイサービスにしていきます。

3.サービス内容

- (1)送 迎：利用者に安心して乗車していただけるよう、運転職員に加え、介助職員が同乗し安全を確保します。
- (2)食 事：単なる食の確保でなく、交流を深める楽しみの一つとして、雰囲気作りに努めます。また、外食をしたり皆で昼食、おやつ作り等を行うことで、食べることの楽しさ、生活への意欲を持っていただけるようにします。
- (3)入 浴：出来ることは自分でしていただきながら、快適な入浴をしていただきます。
- (4)機能訓練：運動、ゲーム、音楽、趣味等を通じ、また特に外出の機会を取り入れることにより、心身機能の低下を防ぎます。また「個」を大切にメニューに工夫を凝らします。
- (5)健康チェック：心身状態の観察を行うとともに、急変時には適切に対応します。また、持参薬の管理、服用の援助を行います。

4.年 間 行 事

|    | 内 容           |     | 内 容             |
|----|---------------|-----|-----------------|
| 4月 | お花見（桜）        | 10月 | ゆうあい祭り参加・紅葉ドライブ |
| 5月 | 花めぐり散歩、しょうぶ湯  | 11月 | 運動会、文化祭出品・見学    |
| 6月 | バラ園           | 12月 | クリスマス会、ゆず湯      |
| 7月 | 畑作業（収穫等）      | 1月  | 初詣、そば週間         |
| 8月 | てるてるぼうずアート展出品 | 2月  | やししょうま、鍋週間、豆まき  |
| 9月 | 敬老祭           | 3月  | ひな祭り            |

- 5.その他 小中学校・保育園との交流、買い物、外食、誕生会、昼食・おやつ作り、介護者交流会、すずの音ホールで音楽鑑賞、小中学校音楽会への参加、お花見外出や紅葉ドライブ等の外出支援、毎月ミニミニ会議、年2回の防災訓練。

令和3年度  
松川村社協ヘルパーステーション 事業計画  
【訪問介護】

1.基本方針

要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、安心して自立した日常生活を営むことができるよう、身体介護及び生活援助の支援を行うとともに、生活の質の確保を重視した居宅生活が継続できるようサービスを提供します。

2.目 標

利用者が住み慣れた居宅での生活を続けていかれることを基本とし、その人がひとりの人間として社会生活を営んでいくために必要な援助を行い、利用者や家族の気持ちに寄り添った支援をします。

また、より良いサービス及びきめ細やかなサービスを提供するために、統一した支援や介護ができるよう、介護の知識及び介護技術等の修得に努め、サービスの質の向上を図ります。

3.サービス内容

(1) 身体介護サービス

- ① 入浴介助・清拭    ② 排泄介助    ③ 食事介助    ④ 身体整容  
⑤ 体位交換    ⑥ 衣類の交換    ⑦ 移乗・移動介助    ⑧ その他

(2) 生活援助サービス

- ① 調理    ② 洗濯    ③ 掃除    ④ 買物・薬の受け取り  
⑤ 衣類の整理・被服の修理    ⑥ 相談に関すること    ⑦ その他

(3)通院等のための乗降の介助

4.利用対象者

要介護状態にある高齢者等

5.研 修 等

- ① 利用者本位のサービス提供に努め、職員の資質向上のため、職員がそれぞれの目標を持ち、外部研修及び内部研修を実施します。  
② 通所介護事業所にあわせて、防災訓練を年2回実施します。

令和3年度  
松川村社協ヘルパーステーション 事業計画  
【介護予防・日常生活支援総合事業（相当・A型）】

1.基本方針

要支援及び事業対象者となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、安心して自立した日常生活を営むことができるよう、身体介護及び生活援助の支援を行うとともに、生活の質の確保を重視した居宅生活が継続できるようサービスを提供します。

2.目 標

利用者が住み慣れた居宅での生活を続けていかれることを基本とし、その人がひとりの人間として社会生活を営んでいくために必要な援助を行い、利用者や家族の気持ちに寄り添った支援をします。

また、より良いサービス及びきめ細やかなサービスを提供するために、統一した支援や介護ができるよう、介護の知識及び介護技術等の修得に努め、サービスの質の向上を図ります。

3.サービス内容

(1) 身体介護サービス（相当）

- ① 入浴介助・清拭    ② 排泄介助    ③ 食事介助    ④ 身体整容  
⑤ 体位交換    ⑥ 衣類の交換    ⑦ 移乗・移動介助    ⑧ その他

(2) 生活援助サービス（A型）

- ① 調理    ② 洗濯    ③ 掃除    ④ 買物・薬の受け取り  
⑤ 衣類の整理・被服の修理    ⑥ 相談に関すること    ⑦ その他

4.利用対象者

事業対象者又は要支援1・2の認定を受けている方

5.研 修 等

- ① 利用者本位のサービス提供に努め、職員の資質向上のため、職員がそれぞれの目標を持ち、外部研修及び内部研修を実施します。  
② 通所介護事業所にあわせて、防災訓練を年2回実施します。

令和3年度  
松川村社協ヘルパーステーション 事業計画  
【 居宅介護・重度訪問介護・行動援護 】

1.基本方針

利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、利用者の意思及び人格を尊重し、身体その他の状況に応じて、介護、家事等に関する相談、外出時における介護、その他生活全般にわたる援助等を適切に行います。

2.目 標

障がい者が障がいの有無に関わらず、個人の意見や思いを尊重し、身体状況に合うよう、利用者の立場に立った支援を行い、在宅生活が継続でき、社会参加への機会が確保され、地域社会において地域の人々と共生できるよう総合的に支援します。

3.サービス内容

(1) 身体介護サービス

- ① 入浴介助・清拭    ② 排泄介助    ③ 食事介助    ④ 身体整容  
⑤ 体位交換    ⑥ 衣類の交換    ⑦ 移乗・移動介護    ⑧ その他

(2) 家事援助サービス

- ① 調理    ② 洗濯    ③ 掃除    ④ 買物・薬の受け取り  
⑤ 衣類の整理・被服の修理    ⑥ 相談に関すること    ⑦ その他

(3) 行動援護サービス{知的障がいにより、行動上著しい困難がある方（常時見守りや危機回避が必要な方）に対するサービス}

- ① 行動時の危険回避援護    ② 外出時の移動介護

4.利用対象者

障がいのある方

5.研 修 等

- ① 利用者本位のサービス提供に努め、職員の資質向上のため、職員がそれぞれの目標を持ち、外部研修及び内部研修を実施します。  
② 通所介護事業所にあわせて、防災訓練を年2回実施します。